

「岡山後楽園認定コーディネーター」業務実施事業者
選定に関する参加意思確認及び提案を求める公告

次のとおり、提案書等の提出を招請します。

令和7年12月18日

岡山県後楽園事務所長

1 提案に付する事項

- (1) 業務名 「岡山後楽園認定コーディネーター」業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 登録期間 協定締結日から令和9年3月31日まで

2 参加資格要件

業務に参加できる者は、下記の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。）
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 岡山県税・岡山県内の市町村税を滞納していない者であること。

- (9) 岡山後楽園及び他の文化財施設において、令和4年度以降にコンベンション事業の受注・運営実績が複数あること。
- (10) 複数事業者（法人及び個人を含む。）が組織する共同事業体（以下「共同事業体」という。）による応募も可能とする。この場合、応募にあたっては、次の事項に留意すること。
- ア 共同事業体のすべての構成員が、上記（1）～（5）の条件を満たしていること。
- イ 共同事業体の代表者が上記（6）の条件を満たしていること。
- ウ 構成員間で共同事業体に関する協定書を締結していること。なお、当該協定書を県に對して1部提出すること。
- エ 共同事業体の適切な名称を設定の上、代表となる者を選任すること。
- オ 代表者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。
- カ 代表者及び構成員の変更は原則としてできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、県と協議するものとする。

3 公告・仕様書等を示す場所

岡山県後楽園事務所（担当：山田・三原）

〒703-8257 岡山市北区後楽園1-5

TEL：086-272-1166 FAX：086-272-1147

4 参加手続き等

（1）仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和7年12月18日（木）から令和8年1月9日（金）までの午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県後楽園事務所のホームページからダウンロードすることができる。<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/211/>

ウ 参加資格確認申請書（様式第1号）、法人に関する調書（様式第2号）の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和8年1月14日（水）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送の場合も、1月14日（水）必着とする。）するものとし、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けない。

5 仕様書に対する質問の受付及び回答

（1）質問の受付

この業務の仕様書等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）によ

り、1月8日（木）の午後5時までに、ファックス又は電子メールにより行うこと。なお、送信後は、電話にて契約担当者に確認すること。

ファックス番号：086-272-1147

電子メール：korakuen@pref.okayama.lg.jp

（2）質問の回答

ファックス又は電子メールにより回答するとともに、上記4（1）イの岡山県後楽園事務所のホームページに掲載する。ただし、本提案に直接関係のないもの、その他回答をすること若しくは前記の質問方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

6 参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この選定に参加することができない。

7 企画提案書の提出

（1）提出期限 令和8年1月23日（金）

（2）提出場所 上記3の場所に同じ

（3）提出方法 上記4（1）ウの方法に同じ

（4）記載項目

提案書には、おおむね次の項目について記載されていることが必要である。

ア 業務全体に対する基本的な考え方、取組方針

イ 業務について

仕様書6に記載のコーディネーターの各業務について、どのような手法による提案ができるか具体的に記載すること。

また、上記2（9）記載の実績について、複数記載すること。

なお、企画、提案内容については、選定後、各種告知に活用する。

ウ 業務の執行体制

本業務を担当する予定の統括責任者、担当者等の実施体制について図示すること。

具体的な役割分担が想定できる場合には、それらについても記載すること。

エ その他業務趣旨に沿った特別な取組等

（5）提出部数

ア 企画提案書 6部

イ その他の書類 正本1部 写し5部

8 提案書の審査方法

（1）審査方法

提出された提案書について、別に定める評価基準により、提案書等の内容を審査し、6割以上の得点を得たものを協定締結候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

提出内容に虚偽の内容が発覚する又は候補者として選定後に重大な変更がある等、協定の相手方として不適当と認められる場合は、審査時にあっては、失格、協定締結後にあってはその協定を解消する場合があるので留意すること。なお、この場合、失格又は協定の解消により、候補者又は協定の相手方に損害が生じたとしても、県は一切補償しない。

（2）審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

9 その他

- （1）提出期限までに参加資格確認申請書の提出がない場合は、参加意思のない者として取り扱う。
- （2）提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- （3）提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- （4）提出された提案書等は、採否に関わらず返却しない。
- （5）提出書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することができる。
- （6）関連情報を入手するための照会窓口は、上記3に同じ。
- （7）審査経過については公表しない。
- （8）候補者は、協定を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、協定締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- （9）協定締結日については、選定後、協議する。